



メキシコにおける模倣品・海賊版の状況

1. ノマド弁護士

私の所属事務所であるTMI総合法律事務所は早くから海外展開を目指してきました。私もその一環で2012年からブラジルの法律事務所に出向し（現在も継続中）、ブラジルを中心にほかのラテンアメリカ諸国の業務を行ってきました。そのような中、新型コロナウイルスの影響で2020年3月からリモートワークが続いていたことを契機に、ブラジルから、ラテンアメリカのもう1つの大国であるメキシコに拠点を移すことを決めました。現在は、ブラジルとメキシコと日本を行ったり来たりしながら、スーツケース片手にノマド弁護士をしています。

2. メキシコは要監視国の1つ

海外展開をする企業にとって模倣品や海賊版対策は事業の成否をも左右する重要なポイントの1つです。特に日本企業の電化製品、時計、漫画、アニメなどは世界的にもファンが多いため、海外（特に新興国）では、それらの模倣品や海賊版が多数流通しています。

アメリカの通商代表部（USTR）は、知的財産の保護が不十分な国を調査する目的で、毎年「知的財産の保護及び執行に関するスペシャル301条報告書」（Special 301 Report on Intellectual Property Protection and Enforcement）という報告書を発表していますが、メキシコは、知的財産の保護が不十分な国として監視が必要な国に分類されています（同報告書2022年版）。

また、同通商代表部は、スペシャル301条報告書と同様の趣旨で、毎年「模倣品・海賊版に関する悪質市場の調査結果」（Review of

Notorious Markets for Counterfeiting and Piracy）という報告書も発表していますが、メキシコの3つの都市（モンテレイ、グアダラハラ、メキシコシティ）にある市場（青空市場のようなもの）を、模倣品や海賊版が大規模に販売されている市場であると指摘しています（同調査結果の2021年版）。同調査結果は、メキシコシティのTepitoという市場に言及しているのですが、Tepitoというエリアはメキシコシティの中でも特に治安が悪いエリアと言われています。同調査結果でも、「Tepitoは犯罪行為が横行しているため危険なエリアであり、権利者が権利を行使することはほぼ不可能である」と記載されています。今回筆者は本記事執筆のために意を決してTepitoに行こうと考えましたが、同僚のメキシコ人弁護士にやめた方がいいと言われたため、別の安全な地域にある青空市場の様子を見てきました。そこでは、ルイ・ヴィトンのバッグ、ナイキのスニーカー、鬼滅の刃のTシャツなど、高級ブランドや有名キャラクターの服や靴などが大量に販売されていました。それぞれの値段から推察するにすべて模倣品や海賊版であると思われます。

3. 新しい連邦産業財産保護法の施行

メキシコでは、産業財産権を保護する産業財産権法が改正され、2020年11月に、新法である連邦産業財産保護法（Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial）が施行されました。新法による改正項目は多岐にわたりますが、産業財産権の侵害行為に対する罰則の強化、産業財産権の侵害行為に対するメキシコ産業財産庁（IMPI）の権限の強



(メキシコシティの青空市場の様子)

化（明確化）など、模倣品や海賊版に関連する改正も含まれています。筆者が本年8月30日に参加したメキシコ産業財産庁主催の知財セミナー「La Protección a la Propiedad Industrial en México」においても、同庁職員であるスピーカーは、知的財産権の侵害行為への対応方法について多くの時間を割いて説明していました。そのため、今後模倣品や海賊版に対するメキシコ政府の取り締まりが強化されることが期待されます。

4. 模倣品・海賊版対策

模倣品や海賊版に対する具体的な対策の詳細は紙面の関係で割愛しますが、模倣品や海賊版の製造・販売を行った者は、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の侵害として、行政上の責任、刑事責任、民事責任を負います。そのため、権利者としては、メキシコ産業財産庁への申立てや侵害行為を行った者に対する損害賠償請求訴訟の提起を行うことが考えられます。

ただし、いったん市場に流通した侵害品への対応は、前述した治安等の関係もあり難しく、また、費用対効果が見合わないことも多いため、市場に流通する前に侵害品を発見して流通を阻止することが重要となります。そのためには、税関とうまく連携することが必要となります。その方法の1つは、税関が有

する商標データベースである「Base Marcaria」への登録です。同データベースに登録商標など必要な情報を登録しておけば、侵害品と疑われる物が通関しようとしたときに、権利者に通知されるようになっていきます（通知を受けた権利者はメキシコ産業財産庁への申立て等を行うことができます）。また、税関の担当官に対し、真贋判定のポイントなどを説明することで税関での水際措置がより機能することがありますので、そのような機会を設けることも重要となります。

なお、最近はオンラインショップで模倣品や海賊版が販売されることも多いですが、アマゾンやMercado Libre（ラテンアメリカ最大のEコマースプラットフォーム）などのEコマースプラットフォームでは、侵害品に関して申告できるシステムを有しているため、これらを利用することも考えられます。

筆者紹介

柏 健吾（かしわ けんご）

日本国弁護士。2003年よりTMI総合法律事務所勤務。2012年よりブラジルの法律事務所に出向し、現在はブラジルのCescon, Barriau, Flesch & Barreto法律事務所に出向中。また、2022年よりメキシコの法律事務所であるVon Wobeser y Sierra法律事務所にも出向中。日本の弁護士で唯一ラテンアメリカに長期間出向し、ブラジル法やメキシコ法に関する豊富な実務経験を有する。趣味は旅行、スポーツ観戦。